

附属書八（第七章関係） 国家に留保された活動

メキシコの表

第一節 国家に留保された活動

メキシコは、次の事項等に係る活動を排他的に行う権利及びこれらの活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を留保する。

1 石油その他の炭化水素及び基礎石油化学物質

(a) 活動の概要

- (i) 原油及び天然ガスの探査、採掘、精製又は加工並びに人工ガス、基礎石油化学物質、これらの原料及びパイプラインの製造
- (ii) 原油、人工ガス、原油の精製又は加工によって得られるエネルギー物資及び基礎石油化学物質並びに基礎石油化学物質の第一次販売に至るまでの輸送、貯蔵及び流通（第一次販売を含む。）
- (iii) 原油、人工ガス、原油の精製又は加工によって得られるエネルギー物資及び基礎石油化学物質の第

一次販売に至るまでの貿易（第一次販売を含む。）

(b) 措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律

メキシコ石油公社（PEMEX）等の組織に関する法律

外国投資法

2 電力

(a) 活動の概要 メキシコにおける公共サービスとしての電力の供給（発電、送電、変圧、配電及び電力の販売を含む。）

(b) 措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

電力に係る公共サービスに関する法律

外国投資法

3 原子力及び放射性鉱物の処理

(a) 活動の概要 放射性鉱物の探査、開発及び製錬、核燃料サイクル、原子力発電、放射性廃棄物の輸送及び貯蔵、核燃料の使用及び再処理、核燃料を他の目的で使用する際の規制並びに重水の製造

(b) 措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

憲法第二十七条に定める原子力に関する事項に関する法律

外国投資法

4 電信サービス

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

5 無線電信サービス

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

6 郵便サービス

(a) 活動の概要 第一種郵便の運営、実施等

(b) 措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

メキシコ郵便サービス法

外国投資法

7 紙幣の発行及び硬貨の鋳造

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

メキシコ銀行法

メキシコ造幣局法

メキシコ合衆国通貨法

外国投資法

8 海港及び内陸港の管理、検査及び監視

措置

海運法

港湾法

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

9 空港及びヘリポートの管理、検査及び監視

措置

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

## 空港法

## 外国投資法

この節に掲げる措置は、透明性の観点から記載されており、また、当該措置の委任を受けて採用され又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

### 第二節 国家に留保された活動に関する規制の緩和

1 前節に規定する活動は、国家に留保されており、これらの活動に対する民間の株式投資は、メキシコ法律によって禁じられている。サービスに関する契約、コンセッション、貸付けに関する措置その他の類型の契約上の措置を通じて民間投資がこれらの活動に参加することをメキシコが認める場合、そのような参加が、これらの活動が国家に留保されていることに影響を及ぼすものと解してはならない。

2 メキシコ法律が改正され、前節に規定するいずれかの活動に対する民間の株式投資が認められることとなる場合には、第五十八条の規定にかかわらず、メキシコは、外国投資の参加に対し制限を課し、及びその制限を附属書六に記載することができる。また、メキシコは、前節に規定する活動に従事する企業の資産又は持分を売却する場合には、外国の株式投資の参加に関し、第五十八条の規定の適用から免除さ

れ、そのような免除に係る措置を附属書六に記載することができる。

### 第三節 過去において国家に留保されていた活動

千九百九十二年一月一日現在において国家に留保されていた活動が、千九百九十四年一月一日現在において国家に留保されていなかった場合には、メキシコは、当該活動に関連して国家が所有する資産又は当該活動を遂行する公的企業の持分の最初の売却先を、メキシコ合衆国憲法に定義するメキシコ国民がその持分の過半数を有する企業に制限することができる。メキシコは、そのような資産又は持分の最初の売却の後三年を超えない期間、それらの資産又は持分の移転先を、メキシコ合衆国憲法に定義するメキシコ国民がその持分の過半数を有する他の企業に制限することができる。当該三年の期間が満了した後は、第五十八条に規定する内国民待遇に係る義務が適用される。この節の規定の適用については、第六十六条の規定に従う。